

県民公園新港の森の指定管理候補予定者の選定結果について

1 指定管理者を募集する公の施設

- (1) 名 称 県民公園新港の森
- (2) 所在地 射水市作道・二の丸町及び高岡市金屋・姫野地内
- (3) 敷地面積 約25 h a
- (4) 主な施設 緩衝緑地、野球場、スポーツ広場、テニスコート

2 指定管理者の募集概要

(1) 指定管理者に実施させる業務概要

- ・ 県民公園新港の森の維持管理に関する業務
- ・ 有料公園施設の利用の承認及び利用料金の徴収に関する業務
- ・ その他業務仕様書に記載する業務

(2) 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

3 公募状況

- (1) 申請者数 1 者
- (2) 申請者 盛田造園・射水造園業協同組合共同体

4 審査結果

10月15日に開催した県民公園新港の森指定管理候補者選定委員会において審査した結果、下記のとおり指定管理候補予定者を選定しました。

審査基準 申請者	1 県民の平等な利用の確保	2 公の施設の効用の最大限の発揮 (420点満点)	3 管理運営経費の縮減 (140点満点)	4 公の施設の管理を適正かつ確実に 行うための財産的基礎及び人的構成 (140点満点)	合計 (700点満点)
盛田造園・射水造園業協同組合共同体	適	313.4	84	92	489.4

指定管理候補予定者：盛田造園・射水造園業協同組合共同体

【審査の概要】

今回の指定管理については、申請者が1者のみであったため、審査基準（審査基準1を除く。）ごとに配点の6割を合格基準点と設定し、これを上回った場合に、当該申請者を指定管理候補予定者として選定することとした。

- ・審査基準1については、平等な利用が確保されていると評価された。
- ・審査基準2については、現指定管理者からの委託を受けて実施している同公園の緑地管理の実績などが評価され、合格点である252点を上回った。
- ・審査基準3については、指定管理料上限額の範囲内となっており、適正と判断され、合格点である84点となった。＜管理経費の提案額（3年間）110,340千円（上限額に対する割合98%（上限額：112,644千円））＞
- ・審査基準4については、管理業務の実施体制や安定的な管理運営が可能な経営基盤を有している点が評価され、合格点である84点を上回った。

【総評】

本施設は、都市公園であるとともに、近隣の工業地帯からの公害を防止する緩衝緑地としての機能も有することから、サービス向上・利用促進に関する方策の有効性はもとより、緩衝緑地を確実に維持管理することが重要である。

今回応募のあった盛田造園・射水造園業協同組合共同体は、緑地管理に十分な実績やノウハウを有するとともに、サービス向上や利用促進に関して配慮していることなどが総合的に評価された。

なお、委員からは現指定管理者との引継を的確に行い、公園施設の安定的な運営に努めてほしいという意見があった。